

地域包括ケアシステムにおける ケアマネジャーの役割について

ベスト・ケアー練馬ステーション

石黒 浩

平成37年の練馬区

- 団塊世代が全て後期高齢者
- 後期高齢者数…約94,000人（平成30年度比+11,000人、人口比12.7%）
- 介護が必要な人…約38,000人（平成30年度比+6,000人、要介護認定率23.4%）
- 高齢者の約36%がひとり暮らし
- 高齢者の約15%が認知症

地域包括ケアシステムとは？

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため
- 「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」について
- 住み慣れた地域で一体的・継続的に提供できる体制

地域包括ケアシステムと居宅介護支援事業所

- 地域包括ケアシステムにおける、主に「介護」に関わる分野の地域における社会資源
- 「介護」が必要な方のほとんどは「医療」も必要としている
- 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）には、医療との連携が強く求められている

居宅介護支援事業所とは？

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）の事業所
- 平成29年10月現在、区内に221事業所
- 練馬圏域59、石神井圏域59、大泉圏域44、光が丘圏域59
- 施設に併設、他介護サービスに併設、独立型、一人ケアマネ

介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務

- 介護保険のサービスを利用する方のケアマネジメントを行う
- 介護保険に係る給付管理を行う
- ケアマネジメントの流れ
受付⇒契約⇒アセスメント⇒ケアプラン作成他⇒
サービス担当者会議⇒モニタリング

地域包括ケアシステムにおける介護支援専門員（ケアマネジャー）の役割

- 利用者の自立支援と重度化防止の為にケアマネジメントを実行
ケアプランの作成根拠の明確化
- 多職種や地域包括支援センター等との連携
サービス担当者会議、地域ケア会議等
- 地域で不足している社会資源の発掘・提言
- 地域包括ケアシステムの推進とともに、居宅介護支援事業所やケアマネジャーの役割が重要視されている

平成30年度の介護保険法改正 居宅介護支援事業所に関する改正点

- 管理者要件の変更、居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならない（3年間の経過措置あり）
- 利用者への説明として、入院した際には、担当ケアマネジャーの氏名・連絡先を入院先に伝えること
- ケアプランに位置付けるサービス事業所の複数紹介（選択権は利用者）や紹介した根拠の説明義務（利用者から求められた場合）

平成30年度の介護保険法改正 居宅介護支援事業所に関する改正点

- 利用者の入院や退院・退所にかかる医療職等との連携を介護報酬（加算）で評価、評価の内容が改正

入院時については情報提供にかかるスピードで報酬に差をつけた

退院・退所については加算（報酬）を6つの区分に再編し、カンファレンス参加を評価、報酬を増額

- ターミナルケアマネジメント加算の創設

平成30年度の介護保険法改正

居宅介護支援事業所に関する改正点

- 一定の要件を満たした事業所（特定事業所）が算定することができる特定事業所加算の要件追加と新たな区分の創設

「他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していること」

3ランクに分かれていた特定事業所に新たな区分を追加
医療連携やターミナルケアに長けた事業所に対し、さらなる加算で評価

平成30年度の介護保険法改正 居宅介護支援事業所に関する改正点

- ケアマネジメントの適正化

訪問介護の生活援助中心型サービスを一定回数以上位置付けたケアプランについて、ケアプランを保険者に提出することが義務化、地域ケア会議での検討対象となる

集合住宅等に居住する利用者に対し、住宅と同一敷地内のサービスのみをケアプランに位置付けることは不適切であることを明確化

主任介護支援専門員とは

- 介護支援専門員としての実務経験が5年以上
- 一定の要件を満たした者を保険者が推薦
- 主任介護支援専門員研修（12日間、70時間）
- 5年の有効期間あり、更新制

主任介護支援専門員研修受講要件

• 一定の要件（練馬区）

- 介護支援専門員に対して適切な指導及び助言を行うことができる者
- 包括的・継続的ケアシステムを実現するために必要な発信ができる者
- 事業所において適正な人事や経営管理ができる者
- 区や東京都が実施する実地指導等の結果に問題がないこと（事業所）
- 区が実施する集団指導に参加していること（事業所）
- 区内の事業所で介護支援専門員として2年以上従事していること
- 地域包括支援センター等と連携し、困難事例ケアマネジメントを担当したことがあること
- 地域包括支援センター等が研修会、事例検討会、地域連携会議、情報交換会に積極的に参加していること

主任介護支援専門員研修受講要件

- 一定の要件（練馬区）さらに
 - ・ 勉強会や研修、事例検討会等を過去1年間に複数回以上企画または実施していること
あるいは
 - ・ 地域包括支援センターにおいて、2年以上相談業務を務めた経験があること
- ・ 主任介護支援専門員になったら、①保険者が行う事業に派遣依頼があった場合は協力すること②支援困難事例の受け入れに積極的に取り組むこと③区全体のケアマネジメントの質の向上のための役割を積極的に担うこと

練馬区内、介護支援専門員のスキルアップの場

- 練馬区（質の向上ガイドライン研修、地域同行型研修、地域カンファレンス、ファシリテーター研修、事例検討会等）
- 練馬介護人材育成・研修センター
- 練馬ケアマネジャー連絡会
- 練馬区介護サービス事業者連絡協議会・居宅介護支援部会
- 練馬区主任介護支援専門員協議会（CMAN）

練馬区内、介護支援専門員のスキルアップの場 (圏域別)

- 練馬圏域 主任介護支援専門員連絡会「ネリッシュ」
けあまねりま
- 石神井圏域 石神井主任介護支援専門員連絡会
- 大泉圏域 大泉ほっと・ケアマネット企画研修
- 光が丘圏域 主任けあまね☆ひかり
けあまねひろば☆ひかり

まとめ

- 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの確立が目標
- 地域包括ケアシステムの確立において、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）は、地域における重要な社会資源の一つ
- 地域包括ケアシステムにおけるケアマネジャーの役割として、医療連携や多職種連携が重要
- ケアマネジャーの役割を介護報酬改定で評価
- 居宅介護支援事業所の管理者要件に主任介護支援専門員
- 主任介護支援専門員の輩出が居宅介護支援事業所の課題
- 練馬区には介護支援専門員が必要とするスキルアップの場が沢山ある